

令和4年 第11回定例会

# 岩見沢市教育委員会会議録

令和4年11月15日 開会

令和4年11月15日 閉会

岩見沢市教育委員会

# 令和4年 第11回定例会

## 岩見沢市教育委員会会議録

(令和4年11月15日)

### ○本委員会に付議した議件

- 1 報告第17号 教育長の一般経過報告について
  - 2 議案第45号 岩見沢スポーツセンター条例等の一部改正について
  - 3 議案第46号 令和4年度教育委員会関係補正予算について
- そ の 他

### ○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	杉 野 幹 夫
委 員	菊 池 亜 希
委 員	遠 藤 か ず み
委 員	南 部 博 明

教 育 部 長	所 美 穂 子
教 育 部 次 長	住 吉 功 成
学 校 教 育 課 長	戸 沼 貴 志
指 導 室 長	出 口 哲 也
学 校 給 食 課 長	田 公 寿 幸
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	白 石 丈 人
教 育 施 設 課 長	大 内 規 裕
子 ど も 課 長	小 野 直 樹
図 書 館 長	中 川 和 彦
緑陵高等学校事務長	廣 田 康 裕
事務局学校教育課総務係	若 林 昌 吾

午後 3 時 0 0 分 開会

○三角教育長 ただ今から令和 4 年第 1 1 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、南部委員さんをお願いいたします。

初めに、日程番号 1、報告第 1 7 号 教育長の一般経過報告について、私から説明いたします。

3 枚目をお開きください。

1 0 月 6 日から 1 1 月 3 日までの経過報告となります。

1 0 月 1 5 日、岩見沢東高校の創立 1 0 0 周年記念式典並びに祝賀会に出席しております。

1 7 日、育成塾では、授業づくり演習として市内中学校での授業動画による授業分析と授業づくりの交流、協議を行いました。

2 4 日、市議会臨時会では、補正予算について審議を行っております。

2 7 日、教育大学敷地内の岩見沢市教育研究所に開設している登校支援室みらいわに通級している子どもたちが収穫したお米、野菜を使って調理する収穫食事に招かれて参加しております。

以上で私からの一般経過報告とさせていただきます。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 ご意見、ご質問等がなければ、本報告については終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○所教育部長 それでは、提案理由についてご説明します。

議案第 4 5 号 岩見沢スポーツセンター条例等の一部改正について 社会体育施設等における市民の利便性を向上させるため、使用区分等を体系的に統一することを目的として、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 4 6 号 令和 4 年度教育委員会関係補正予算について 令和 4 年度教育委員会関係補正予算について、意見を求めるものであります。

以上です。

○三角教育長 それでは、日程番号 2、議案第 4 5 号 岩見沢スポーツセンター条例等の一部改正について審議いたします。

説明をお願いいたします。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 それでは、議案第 4 5 号 岩見沢スポーツセンター条例等の一部改正について、ご説明をいたします。

説明に入ります前に、1 1 月 1 4 日月曜日まで募集しておりましたパブリックコメントの結果についてご報告させていただきます。

提出がありましたパブリックコメントは 4 施設で 1 9 件でございました。いずれの意見

も条例改正に影響を及ぼす内容はありませんでしたので、ご報告させていただきます。

それでは、説明に入らせていただきます。

先月の第10回定例教育委員会後に委員の皆様へ教育施設課長から説明をさせていただきましたところですが、今回の改正は、利用者の利便性と施設稼働率の向上を図るため、施設ごとの利用時間の区分を均衡化するなど所要の規定の整備を行おうとするものであります。

改正の内容については、新旧対照表を基に説明をさせていただきます。

改め文17ページの後、2枚目めくっていただいて、新旧対照表をお開きください。

新旧対照表の1ページになります。岩見沢スポーツセンター条例です。

これまでの使用区分は4時間単位で3区分でしたが、これを2時間単位に変更し、午前、午後、夜間をそれぞれA、Bの2区分とし、計6区分に変更します。

料金は、使用時間に応じた金額とします。

また、利用者の利便性向上のため、半面、4分の1面、8分の1面の利用区分を新設するほか、利用実態を勘案し、管理事務室と一体となっている会議室の貸室を廃止いたします。

次に、4ページをご覧ください。岩見沢市総合体育館条例です。

総合体育館は、半面を使用する場合に料金が割高に設定されていたことから、使用面積に応じた額に減額して改めるとともに、スポーツセンターと同様、これまで4時間単位で3区分だった使用区分を2時間単位の6区分に変更し、使用料も使用する面積に応じた金額とします。

また、剣道の利用については、生涯学習センターいわなびに活動を移行していること、柔道のほか、空手、合気道などの利用も増えていることから、剣道場、柔道場の名称をそれぞれ武道場1、武道場2に改め、利用実態を勘案し、利用時間の区分を1時間単位とします。

さらに、指定管理者が自主事業としてトレーニング機器を設置している会議室の貸室を廃止します。

次に、7ページをご覧ください。岩見沢市野球場条例です。

市野球場は、利用時間が短くなるに従って1時間当たりの利用料が割増しとなっていたことから、1時間当たりの使用料を減額することで平準化します。

次に、9ページをご覧ください。岩見沢市北村野球場条例です。

使用時間を午後6時までに変更したほか、稼働率の向上を図るため、使用時間を2時間単位から1時間単位に変更します。

次に、10ページをご覧ください。岩見沢市北村多目的体育館条例です。

北村多目的体育館は、屋内人工芝という数少ない施設のため、冬期間は抽せん利用となるなど多くの需要があることから、現状の3時間単位を維持し、時間区分を午前9時から正午、正午から午後3時、午後3時から午後6時、午後6時から午後9時の区分を維持することと、利用する種目により使用する面積を定めていたものを廃止いたします。

次に、13ページをご覧ください。岩見沢市栗沢スポーツ公園条例です。

岩見沢市栗沢テニスコートについては、岩見沢市栗沢パークゴルフ場の開設期間に合わせて開設期間を10月31日までとし、使用時間を午前9時から午後6時まで、使用時間の区分を2時間単位から1時間単位にそれぞれ変更します。

岩見沢市栗沢B&G海洋センタープールについては、プール室内における室温維持のための暖房機器の使用を中止し、気温の高い時期のみの開設とするため、開設期間を6月15日から9月15日までとするほか、コースを専用利用する場合の時間の区分を2時間単位から1時間単位に変更します。

岩見沢市栗沢球場については、これまで市外の高校生の早朝・夜間の使用料が市町村合併前の旧栗沢町において旧駒澤高校の利用の負担を軽減する目的で市外小中学生と同料金としていましたが、他の区分と同様に小中学生の約1.5倍となるように是正します。

このほか、施設内の立ち売り及び売店等の出店に関する規定がなかったことから、規定を加えるものです。

岩見沢市栗沢B&G海洋センター体育館については、他の屋内体育施設に合わせて使用時間を午前9時から午後9時までとし、併せて使用区分を1時間単位としたほか、新たに片面使用の区分を設け、個人使用の使用料を屋内体育施設と同様となるよう統一しています。

次に、21ページをご覧ください。岩見沢市都市公園条例です。

岡山スポーツフィールド多目的広場については、これまで緑地扱いとされ、使用料の規定がなかったことから無料で使用されていましたが、他の施設との負担の公平性、サッカーの大会利用に伴う一定程度の芝の維持管理費用の必要性から有料化することとし、使用料の額については、同種の施設である陸上競技場の使用料を基準としています。

資料を少し戻りまして、18ページをご覧ください。みずほ公園野球場、みずほ公園サッカー場、あさぎり公園野球場についてです。

この施設では入場料を徴収する利用がないことから、当該規定を削除するほか、みずほ公園サッカー場の個人使用を廃止するものです。

資料を1枚めくり、19ページをご覧ください。東山公園庭球場です。

東山公園庭球場は、個人使用の場合の時間制限がないため、専用使用以外のコートの空き状況が分からなかったことから、総合体育館やスポーツセンターなど、場所の占有が生じる施設の個人使用に合わせ、2時間ごとの時間制限を設けることとします。

また、コートの予約をしやすくするため、これまでの1日、半日の区分に加え、1面1時間当たりの時間区分を設けます。

資料の20ページ下段、東山公園弓道場についてです。

これまで、別表第5として東山公園庭球場、みずほ公園サッカー場と一緒に規定をされておりましたが、サッカー場を別表第4に、庭球場を別表第5として、また、弓道場は別表第5の2として整理します。

次に、22ページをご覧ください。東山公園陸上競技場です。

東山公園陸上競技場は、大会等の準備、撤収のため、早朝や夜間に使用する場合に、1時間当たりの使用料の規定がなかったため無料で使用していましたが、他の施設との均衡を考慮し、新たに設定いたします。

次に、24ページをご覧ください。岩見沢市北村ふるさと学習館条例です。

この施設は、廃校となった北村中央小学校を活用した施設で、社会体育施設の位置づけではありませんが、近年では運動広場以外の屋内施設の利用がなく、体育施設としての利用が大半であり、また、冬期間の利用もないことから、開設期間を夏の期間のみに短縮し、4月29日から10月31日までとします。

次に、26ページをご覧ください。岩見沢トレーニングセンター条例です。

岩見沢トレーニングセンターの研修室については、併設する岩見沢スポーツセンターでの大会利用に合わせて控室や大会本部として利用されています。このため、岩見沢スポーツセンターの使用区分に合わせて、これまでの4時間単位3区分から2時間単位に変更し、午前、午後、夜間をそれぞれA、Bの2区分とし、計6区分に変更します。

料金は、使用時間に応じた金額とします。

次に、27ページをご覧ください。岩見沢市北村トレーニングセンター条例です。

他の屋内体育施設に合わせて使用料の区分に2時間までの個人使用料金を追加します。

今回の条例改正においては、これまでに説明いたしました各条例において所要の文言整理も併せて行っております。

なお、各条例の施行期日は、令和5年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第45号についての説明がございました。

説明項目が多いですが、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○菊池委員 新旧対照表の10ページ、北村多目的体育館条例について、アリーナの全面使用（パークゴルフをする場合に限り）という部分が、どうしてパークゴルフだけ違うのかなど。冬期間の使用のところですか。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 冬期間にパークゴルフをする場合については、ほかの種目を入れずに全面使用が必要になるということから、あえてこの基準を設けているところですか。実際の利用形態としても、設置から撤収までの期間があることから、この基準を設けているところですか。

○菊池委員 それで個人の料金になるということは、その分、時間を占有するが、人数によってはすごく利用料金が安いということですか。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 利用日を決めて利用させるということから、全面使用にはなりますが、個人使用料金を設定するということです。

○菊池委員 パークゴルフをやる時間、日にちが決まっていると。なるほど、分かりまし

た。

○三角教育長 ほか、よろしいですか。

○菊池委員 13ページの栗沢スポーツ公園条例のところで、テニスコートの時間は午前9時から午後6時に変更になっているのですが、パークゴルフは今までどおり朝5時から夕方6時までなののでしょうか。朝5時からとなると10月にはもう暗くてお客さんが使えないのではと思うのと、今の利用実態がどうなのか知りたいと思います。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 パークゴルフ場については、条例で同じように規定しますが、実際の運用としては指定管理者のほうで施設ごとに開設時間を協議の上決定をするということをしてしておりますので、実際プレーができない時間については開設時期を遅らせる、それから早くできるときには早く開けてということをして協議の上決定をしていることから、条例での細かい規定ではなく、一番コアになる部分の規定をするという考えです。

○菊池委員 分かりました。そうしたら指定管理の人と役所のほうですり合わせて決めていくことになるということですね。ありがとうございます。

○三角教育長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第45号については、原案のとおり、決定いたします。

続きまして、日程番号3、議案第46号 令和4年度教育委員会関係補正予算について、審議いたします。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 それでは、議案第46号 令和4年度教育委員会関係補正予算について、それぞれの事業を所管する課長より順次ご説明させていただきます。

まず、学校教育課の補正予算になりますが、12月補正事業一覧をご覧ください。

学校教育課では3事業の補正を予定しております。

1つ目の学習環境整備事業においては、文部科学省の学校保健特別対策事業費補助金を活用しまして、学校における感染症対策や学習保障に必要な物品等の購入のため、2,430万円を計上し、消毒液やハンドソープなど感染症対策に要する消耗品のほか、換気に必要なサーキュレーターなどの備品等の購入を予定しております。

次に、小学校管理事業と中学校管理事業についてですが、小中学校で使用する燃料の単価や電気料の高騰によりまして今年度予算の不足が見込まれますので、小学校では2,788万5,000円、中学校では2,412万7,000円をそれぞれ補正しようとするものでございます。

学校教育課からは以上でございます。

○田公学校給食課長 それでは、学校給食課所管の学校給食共同調理所運営事業に係る補正予算についてご説明いたします。

こちらにつきましても、灯油、ガスなどの燃料単価の上昇、また電気料の値上げに伴い、予算の増額を要望するものでございます。

まず、燃料費ですが、調理用及び冷暖房用ボイラーの主燃料となります灯油につきまして、予算要求当時よりもリッター当たり、税込みになります約17.6円もの価格上昇となっており、また、プロパンガスの価格上昇も合わせまして562万円の増額となっております。また、光熱水費につきましても電気料の燃料費調整額単価が大幅に上昇したことなどによりまして800万円の増となっております、事業費全体で1,362万円の増額となっております。

学校給食課からは以上でございます。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 それでは、当課が所管する生涯学習センター運営事業に係る補正予算についてご説明いたします。

これまでの説明がありましたとおり、電気料金における燃料調整費の上限が撤廃されたことにより電気料金が高騰していることから、当初予算に不足が生じることになり、生涯学習センター運営事業において183万6,000円の補正を行おうとするものでございます。

説明は以上です。

○小野子ども課長 次に、子ども課の所管分となる留守家庭児童対策事業についてご説明します。

児童の利用が多い放課後児童クラブでは、児童が密集しないよう、人数を分散させて活動しています。その際の見守りが手薄にならないよう、ボランティア補助員を派遣し、一時的な増員も行っています。その経費は、夏休みなどの長期休業期間を中心に見込んでいたところですが、コロナ禍が長期化する中で補助員の追加配置を年度末まで継続するため、報償費120万円の増額を行おうとするものです。

説明は以上になります。

○廣田緑陵高等学校事務長 それでは、緑陵高等学校の補正予算要望について説明いたします。

資料の下段、特別会計の欄をご覧ください。学校管理事業になります。

文部科学省の令和4年度学校保健特別対策事業費補助金を活用し、学校における感染症対策を進めるものであり、緑陵高校では、換気用として体育館に大型の扇風機を2台購入するほか、消毒用アルコールやハンドソープといった消耗品の購入を予定しております。

特別会計高等学校費に225万円を計上するとともに、補助率が2分の1であることから一般会計に112万5,000円を計上し、特別会計に繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第46号についての説明がございました。



委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○南部委員 生涯学習センターの運営について、その施設の維持費は市役所が払っているという考え方でよろしいですか。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 そのとおりでございます。

○南部委員 分かりました。

○三角教育長 ほか、ございませんか。

○杉野委員 円安やウクライナの問題等で燃料代や電気代がかなり急騰していて、家庭でも大変ではないかなと思うのです。それに関わって学校現場においては経費が税金で賄われているということで、学校ではふだんから節約しているとは思いますが、今回のこの急騰というのは、これからもまだ続いていくのではないかなと思うのです。それで税金で賄われているということもあるので、やはりいろいろな面で節約をしていかなければならないかなと思うのですが、今後に向けて学校現場での節約の工夫や、学校現場への節約の指導だとか、何かあれば教えていただきたいと思います。

○戸沼学校教育課長 杉野委員からの燃料費の高騰に伴う各学校での節約ということですが、これについては、コロナ禍において定期的な換気ということも、これから冬に入っても継続してやっていかなければいけないということは一方であるかと思っておりますので、そういうことに支障の出るような節約ということは学校のほうに指示する考え方はしておりません。

ただ、当然、不必要な燃料、電気の使用については無駄な税金を使うということになりますので、それぞれ学校において教室の電気を不必要なときは小まめに切るとか、そういうことの地道な作業をしていただきながら節約をしていくということが基本になるのかなと考えているところです。

以上でございます。

○杉野委員 そのとおりだと思うのですが、学校視察とかで行ってみると、学校によってはオートセンサーといいますか、人が入ったら電気がついて、いなくなったら消えるだとかという学校もある一方で、水飲み場だとか電気がつけっ放しになっている学校もあったりします。その辺、人感センサーなどオートで消灯したりできるような工夫を施すということはできないものなのでしょうか。

○所教育部長 学校に限らず様々な施設があり、建てた年代も違いますし設備も違います。そこそこでどういった形で順次整備していくかという問題もありますし、その際にどんな制度を導入していくかということもありますので、単純に例えばオートセンサーだけを順次整備していくという考えはありませんが、施設の改修、整備等に併せて、なるべく節約できるような、効率的な設備を導入することができればその改修時期に併せて導入していくことになろうかと思えます。

○杉野委員 分かりました。ありがとうございます。

○三角教育長 この件について、ほかにご異議がなければ、このようなことで決定させて

いただいでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第46号については、原案のとおり、決定いたします。  
続きまして、その他に移ります。委員の皆様から何かございませんか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 特になければ、事務局から何かありませんか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 特になければ、来月の定例会の日程についてです。12月21日が第3水曜日となりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 午前10時からということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 場所については、であえーる岩見沢4階の会議室1で行います。

以上をもちまして、第11回教育委員会定例会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時29分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員